

平成 29 年 12 月 26 日

入札に伴う『工事費内訳書』作成時の注意点について（お知らせ）

入札時に提出を求めています工事費内訳書（以下「内訳書」という。）について、記入に間違いがあり、入札が無効となる事案が多く発生しています。つきましては、内訳書の作成時には別紙の『間違いの多い記載事例』にご留意いただき、入札前に間違いが無いか再度ご確認くださいませますように、お願いいたします。

提出された内訳書に不備がある場合は、豊中市工事請負契約等電子入札心得第 7 条第 10 号に規定する「その他入札の手續に違反した入札」に該当し、原則、当該入札は無効となりますのでご注意ください。